

○総務省令第五十七号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十六日

総務大臣 寺田 稔

総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令

総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十九年総務省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>総務省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令</p> <p>〔1〕3 略</p>
改正前	<p>総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令</p> <p>〔1〕3 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年八月三十一日から施行する。